

# グローバリゼーションにおける文化的問題

田 陽 和 久

## 1. 問題の所在

ヨーロッパ世界統合としてのEUを典型例とするグローバリゼーションの進行は、国家間の権力関係にもとづき国際関係に言及する旧来の政治社会的アプローチの有効性にたいする「具体的現実」から提出された異議申し立てとして理解することができよう。

国家間の「闘争状態」を分析の視座として設定する政治社会的アプローチ（特に権力論）は、社会学においてはマックス・ヴェーバーによって基礎づけられ、社会成員としての自己を理性的なる存在とみなす「主観的個人主義」<sup>1)</sup>を特徴とするものであったと特徴づけられる。

この「主観的個人主義」はヴェーバーの意図とは切り離され、グローバリゼーションにたいする一定の評価的態度を形成させてきた。すなわち、グローバリゼーションの進行を文化的差異性（個別性）の抹消過程とする見解<sup>2)</sup>。また、文化的差異性そのもの、あるいは文化的差異性にもとづく異議申し立てを、グローバリゼーションの進行に敵対する「障碍」とする二つの見解にたいし基礎づけを提供してきたといえよう。

こうしたグローバリゼーションの進行あるいは文化的差異性にたいする否定的な見解は、二項対立による位階序列づけられた世界秩序構築への拒否としての、ポスト・モダン論的な世界観にたいする異議申し立てと理解し得る。この意味においては、グローバリゼーションの進行と文化的差異性の存在を対立項

として位置づける見解は、モダン論的視座を前提とする見解とみなすことができよう<sup>3)</sup>。

確かに現在の国際関係を、特定の視座にもとづく「良きカテゴリー化」によって理解する試みは、妥当な試みとは言い得ない側面を有している。この観点からするならば、モダン論的視座に立脚した国際関係の認識は、冷戦構造下という二値理論的な「友と敵」<sup>4)</sup> という闘争状態としての「例外状況」が常態であった国際関係下においてこそ有効性を持ち得るものであったと理解可能であり、こうした見解に立脚するならば、冷戦構造崩壊後の世界においては、その今日の意味と有効性は失われたということになる。

しかし、モダン論的視座に立脚した問題設定は、現代の国際関係を論じるに際して有効性を喪失してしまったのであろうか。

なるほどヨーロッパ世界における限定的なグローバル化としてのEUを分析するに際しては、モダン論的問題設定のみでは状況を正確に理解することに困難を生じさせるであろう。だが、ヨーロッパ世界以外におけるグローバル化の進行においては、特定の視座にもとづく「良きカテゴリー化」による序列づけとしてみることによってのみ、状況理解と、そこに存する問題を抽出することが可能となり得る事態が存在することも事実ではないだろうか。

この意味においてポスト・モダン論的な視座は、今日的な国際関係における新たな闘争状態、逸脱した権力への批判といった問題を隠蔽するものとしての側面を有していると考えられる。

本稿においては、状況概念としてのポスト・モダン論的な視座にもとづくグローバル化にたいする見解の妥当性と問題点を明らかにしつつ、モダン論的視座の今日の有効性について考察をおこす。これによって、現代社会認識において旧来の権力論的な政治社会学的アプローチが貢献可能な方途を模索したい。

## 2. ポスト・モダン論としてのグローバル化

J. F. リオタールによって定式化されたポスト・モダン概念は<sup>5)</sup>、それ以降の社会理論のあり方に多大な影響と混乱をもたらした。絶対的なものを観念することの誤謬性と、諸現象を特定の視座に固定化することへの疑義提出は、社会学理論においてはマクロ・ミクロという視座設定のもつ有効性への懐疑を提示することにより、「知のステイタス」のあり方にたいする問題が提起されることとなった。これによって、方法論においてさえ共通なパースペクティブを提示し得ない社会学理論においては、「総合的なパースペクティブさえ喪失し、『等身大の』世界に安住し、少し離れた位置から俯瞰的にみれば」<sup>6)</sup>、学知としての存在意義と有効性を見出し得ないという状況が創出されることとなったと見る事が出来るであろう。

しかし、こうした状況の創出と同時に、現代社会理論はあらゆる現象を相対化・関係化させること—ポスト・モダン論的問題設定の受容—によってのみ、状況を説明し得るといふ側面を有している。こうした側面はグローバリゼーションにたいして言及を行うに際して、もっとも典型的に観察される傾向ではないでだろうか。

R. ロバートソンはグローバリゼーションにたいする見解を(1) 放置するならば、世界を同質化し個別性を抹消する過程とする見解。(2) 本質的かつ内在的に個別主義を推進しグローバルに多様性を推進する過程とする見解との二者に定式化した<sup>7)</sup>が、ポスト・モダン論的な視座を有効とするのであるならば、後者、すなわち、普遍主義と個別主義の同時性と相互補完性という主張が採用されなければならない。この見解はニーチェの系譜学の影響の下に構築された、M. フーコーの権力論—「権力批判」としての権力論批判、権力によってのみ形成され得る人間存在という指摘—とも連関を有するものといえよう。

こうしたグローバリゼーションにたいする見解は、ヨーロッパ世界における限定的なグローバリゼーションとしてのEUを分析するに際し最も有効性を発揮する。

EUは、主権国家間において締結された国際条約によって設立された国際機構でありながら、EU法は直接的効果を有すると同時に、各国内法にたいして

優越性を有するという超国家的な性格を有する<sup>8)</sup>。「ヨーロッパ」という単位、理念の拡大としてのEUは、ロバートソンが「一つの全体としての世界という意識の拡大」<sup>9)</sup>への言及として概念規定するグローバリゼーション概念に合致するものであろう。

ではEUにおいてはどのように普遍主義と個別主義の同時性と相互補完性が観察可能なのであろうか。

まず、理論レベルにおいては、フーコーの権力論をモデルとすることによって理解可能であろう。フーコーの権力論において、逸脱した権力にたいする異議申し立てをおこない得る個人は、「社会化」や「文化化」の過程、言い換えるならば、権力に従属するという逆説的なプロセスを経ることによってのみ、初めて形成され得るということになる。つまり、個人は一定の権力プロセスを経ることによってのみ、逸脱した権力について語り得るということになる。

この逆説的なプロセスをEUに適用するならば、グローバリゼーションを「世界を同質化し個別性を抹消する過程」とする見解は成立し得ない。なぜならば、「ヨーロッパ」という単位と理念の拡大という意における統一（同質化）というプロセスを経ることによってのみ、歴史や伝統の再認識にもとづく個別性について語ることはじめて可能となるということになる。

しかし、上述のようにEUを位置づけたとしても以下のような問題が提起され得るであろう。

なるほど逆説的なプロセスを経ることによってのみ個別性について語り得るであろうが、現実には、同質化によって形成された個別性が同質化拒絶の基礎づけを形成するという事態を観察可能である。つまり、個別性の形成は絶対的なものへの観念であり、同質化とは特定の視座によって固定化された対立項として設定されるものであるという理解も成立し得る。

こうした見解にたいしては、EUの教育・言語・文化教育政策における「補完性の原理 (the principle of subsidiarity)」をもって答えることが可能である。

すなわち、マーストリヒト条約第126条<sup>10)</sup>、127条<sup>11)</sup>、128条<sup>12)</sup>では、教育・

言語・文化政策における「統一のなかの不統一」という文化的多様性が明示されている。これは、この政策領域においては普遍主義と個別主義がグローバル規模<sup>13)</sup>の連結体として結合するものとして構想されているという状況を表すものであろう。

さらに、EUと構成国の権限が競合する場合、その規模と効率に鑑みてEUレベルで実行することが妥当とみなされる政策以外においては、構成国家に政策権限をおくという「補完性の原理」により、こうした文化的多様性は法的に保障されている<sup>14)</sup>。言い換えるならば、この「補完性の原理」により同質化というプロセスによって自己認識され得る個別性の存立と、個別性からの異議申し立てを前提とした同質化が、同時に保障され得るとみることが出来よう。

EUにおけるこうした現実には、「アイデンティティを主張する一つの共有された基盤（衝突の衝突前的基盤）」<sup>15)</sup>という条件にもとづき運用される種々の「アイデンティティの主張を提示するための進行的な戦い」<sup>16)</sup>を内包する「多文化的な教育プログラム」<sup>17)</sup>が、具体的現実として存在し得ることを意味するものであると同時に、ロバートソン、A. ギデンズの言及する現代社会の再帰的選択可能性<sup>18)</sup>の具体例として考えることが出来るであろう。

上記のように考えるならば、EUを典型例とするグローバリゼーションを、文化的差異性の相互浸透を前提とする相互依存関係の普遍的拡大と概念規定することが出来よう。しかし、このように定義し得るグローバリゼーションは一般化可能なものなのであろうか。以下においては、アジアにおけるグローバリゼーションをとおして、この問題を考察する。

### 3. コンフリクト生成契機としてのグローバリゼーション

これまで、グローバリゼーションを本質的かつ内在的に個別主義を推進しグローバルに多様性を推進する過程とする見解にもとづき概観してきた。しかし、グローバリゼーションにおいてこうした見解を一般化することが可能なのであろうか。

ここではアジア社会におけるグローバリゼーションと、ヨーロッパ社会におけるグローバリゼーションとの対比を試みる。だが、アジア社会においてはEUと同様なグローバリゼーションを見出すことは困難である。そのため、ここにおいてはIMF活動をグローバリゼーションの一形態として理解することにより論考をおこなう。

加盟国としての特定国家の危機的状況にたいする支援としてのIMF活動は、相互依存関係が普遍的レベルにおいて拡大としてのグローバリゼーションが進行する世界においては不可欠な存在として位置づけることでよう。

あらゆる領域における相互依存関係の増大した世界においては、システム論的思考が有効性を持ち得るであろう。冷戦構造化における二項対立的な世界における特定国家の危機的状況は、覇権国家を中心とする圏内において波及し、世界が二重構造を有するがゆえに、異なる圏への危機的状況の波及は度外視することが可能であった。しかし、普遍レベルにおける相互依存関係が増大した世界において、部分システムとしての特定国家の危機的状況は、他の部分システムにたいし不可避免的に波及効果をもたらすこととなる。こうした全体システムにたいする危機の波及を最小限にとどめるためには、特定国家における危機的状況そのものを制度的に縮減させることが必要となろう。IMF活動は、こうした危機的状況の縮減と部分システム間の互換促進という機能的側面を担うものとして考え得る。

現在IMFには183カ国が加盟している<sup>19)</sup>が、これらの国家群とIMFとの関わりは一様なものではない。加盟国はIMFからの支援を前提とすることなく自国経済運営可能な“surveillance country”，IMFからの支援を前提としなければ国家財政の危機的状況を克服困難な“program country”とに大別される。1997年、タイに端を発した「東アジア危機」において見られたように、アジア社会の多くは“program country”として存在している。このように見るならば、多くのアジア社会においては「南北格差」というモダン論的な視座がいまだに有効性を失っていないと考えることが出来よう。

こうした“program country”がIMFの支援を受けようとするならば、融

資条件として「IMFと協議のうえに作成された経済政策プログラムを採用」<sup>20)</sup>することが求められる。ここで作成される「経済政策プログラム」は、冷戦構造崩壊を契機として構築されたグローバルスタンダードにより基礎づけられるものである。

資本主義対社会主義という冷戦構造の崩壊はわれわれの世界に、国家による制限を最小限にとどめた自由競争を前提とする資本主義経済の有効性、および「普遍的人権に立脚した民主主義体制」<sup>21)</sup>の有効性にたいする信頼をもたらし、この二者の有効性にたいする信頼こそが、冷戦構造崩壊後のグローバルスタンダードといえよう。IMFとの協議の上に作成される経済政策プログラムは、このグローバルスタンダードから導き出される反民主主義体制により市場の自由競争が制限されている国家において経済成長は起こり得ない<sup>22)</sup>という「普遍法則」に立脚するものであるといえる。

事実、IMFにおいては「統治問題との資金の関与 (The Fund's Involvement in Governance Issues)」、 「良き統治を促進するためのイニシアティブ (Initiatives to Promote Good Governance)」というコンテンツのもと、「良い統治を促進するための資金アクティビティ (Fund Activities to Promote Good Governance)」といった問題が議論されている<sup>23)</sup>。

こうしたIMFプログラムにたいしては(1)均一的プログラム、(2)文化的差異性の無視という批判がなされており、IMF自身がこうした批判にたいする一定の認識は有していることは疑い得ない。しかし、急激な社会変動が常態と化している現代社会・国際関係においては、社会的安定に寄与するソーシャル・セーフティ・ネットへの考慮を無視することは困難であり<sup>24)</sup>、こうした事情から現実的な対応が進行していないということが現状であろう。事実、現在のIMFプログラムにおいては「普遍法則」としての“Good Governance”が重要視され、“Good Governance”を自ら促進する国家にたいして重点的に援助を配分する原則の主張が強まっている<sup>25)</sup>。しかし、こうした文化的差異性にたいする思考を、私的な領域としてとらえ公的平面でのみ設定すること自体が問題であろう<sup>26)</sup>。

こうしたIMF活動の問題点を前提とするならば、われわれはEU的なグローバル化とは相容れないグローバル化、言い換えるならば、放置するならば、世界を同質化し個別性を抹消する過程とする見解としてのグローバル化を見る事が出来る。そこにおいては、歴史・伝統といった文化的差異性にもとづいた“Governance”の存在は、“Good Governance”と同義であることが求められる。しかし、原洋之介が指摘するようにグローバルスタンダードから導き出された「普遍法則」は、アジア社会においては普遍性を持ち得ない<sup>27)</sup>。

この意味においては、アジア社会は“Good Governance”という理念の拡大化と現実化により、自身の文化的差異性としての“Governance”を自己認識し得たとしても、文化的差異性にもとづいた異議申し立てをおこなうことは非常に困難であろう。仮に文化的差異性にもとづく異議申し立てをおこない得たとしても、それは危機的状況の継続と深化をもたらす以外のなにものでもあり得ない。

ヨーロッパ世界における限定的グローバル化としてのEUにたいして、アジア社会におけるグローバル化は、相互依存関係の普遍的拡大と均一化されたプログラムの普遍的浸透過程と定義づけることが妥当であると考えられる。この見解からは、国際関係において、自身の文化的差異性を主体的に維持・選択し得ないという、“surveillance country”-“program country”間における新たなコンフリクト生成の契機を見る事が可能であろう。

#### 4. ポスト・モダン論的視座の問題点

ここでは、上述のロバートソンの定式化にもとづいたグローバル化にたいする考察を理論レベルにおいて確認する。

われわれは、アジア社会におけるグローバル化を、相互依存関係の普遍的拡大と均一化されたプログラムの普遍的浸透過程と定義づけ、そこに新たなコンフリクト生成の契機を見てきた。こうした見解の妥当性を理論レベルで



確保することは可能であろうか。

I. ウォーラスティンの「近代世界システム」は、グローバルヒストリーという観点からするならば、ポスト・モダン論的視座を有するものと理解可能であろう<sup>28)</sup>。

この近代世界システムの理論的前提としての、国別の発展段階理論を拒否した中心一周辺関係で結ばれた「従属理論」から考えるならば、アジア社会における均一化されたプログラムの普遍的浸透過程は近代世界システムの死滅以前の現象としてそれを捉えるならば、中核による周辺搾取の一形態として理解可能であろうし、また、近代世界システムの死滅過程のなかにおいてそれを捉えるならば、「ささら状」に死滅に向かういくつかの分岐点のひとつとして説明し得るであろう。

しかし、ウォーラスティンの近代世界システムは、あくまでも西ヨーロッパに中心をおき、そこから世界経済がシステムに吸収という一つの「物語」といえよう。言い換えるならば、世界経済全体の部分としての西ヨーロッパを中心とするものである限りにおいて、「世界システムを適切に射程に収めることはできない」<sup>29)</sup> 西ヨーロッパ中心主義的な理論構成を持つものであるといえる。この意味において、ウォーラスティンの近代世界システムは、グローバルヒストリーを志向すると同時に西ヨーロッパ世界を中心とした思考枠組を脱するものではあり得ないものと理解可能であり、視座の相対性や関係性を指摘するならば、その指摘そのものが相対的であるという見解を否定することは出来ないはずである。

このように考えるならば、ポスト・モダン論的視座は特定の現実を説明するための状況概念として理解することが妥当であると考えられる。

また、モダン論を二項対立的な価値の序列付けとするポスト・モダン論的なモダン論解釈にも問題がある<sup>31)</sup>。

「今日の学者、とりわけ今日の哲学者の誠実さは、その人がニーチェとマルクスに対してどのような態度をとっているかで測られるものだ。この二人がなし遂げた仕事を措いては自分自身の仕事の最も重要部分でさえ果たすことは出

来ないのだ、ということ承認しないような者は、自分自らや他人を瞞着しているのだ。われわれ自身が精神的に実存している世界は、広範囲にわたって、マルクスとニーチェに刻印された世界なのだ」<sup>32)</sup> というヴェーバーの発言を考慮するならば、モダン論を単純な二項対立思考と見ることは妥当ではない。

例示するならば、政治社会学的アプローチの源流とされるヴェーバーの「支配の社会学」における合理化過程の歴史的モデルとしての正当的支配類型は、通常、カリスマ的支配—伝統的支配—合法的支配という三類型間における直線的な循環論あるいはカリスマ的支配—伝統的支配—合法的支配という直線的な発展段階として共通認識されてきた。しかし、ヴェーバーの政治的論考と関連づけて理解するならば、指導者民主制構想をキー概念とする価値合理的な合法的支配（委任独裁）—目的合理的合法的支配（官僚制を具備した議会主義）間の「振子」状況へと帰結するものとして把握すべきである<sup>33)</sup>。

すなわち、支配社会学における合理化過程の歴史モデルとしての正当的支配類型は、「すべての支配は権力を含むという事実を認めるとしても、古い意味での支配を第一義的には権力の—特殊ケースとして定義し、権力を支配の上位概念としてみなして、たとえば権力状況が制度化されるさいに、その『安定化』ないし『正当化』のために法観念や道徳観念が添加される」<sup>34)</sup> という観念と、「権力状況とともに必ず法規範や道徳観念が存在しているような、人間の共同生活の基本形態から出発すべき」<sup>35)</sup> ものであるという観念との間の「振子」状況—神々の闘争—へと帰結するのである。

機械的化石化状況により目的合理的合法的支配へと変容した支配においては、価値合理的・実質合理的な基礎づけにもとづき、価値的な実体的内容により正当性根拠を付与されていた合法性は中性化され、没価値的で無ないような目的合理的・形式合理的な「合法性」観念へと変容していかざるを得ない。

この段階においては、もやは「合法性」は「正当性」とは一致し得ない。支配社会学は合法的支配類型における合法性と正当性間の齟齬を調停するために、合理的に制定された諸規則の体系としての法それ自身の正当性根拠基礎づけの問題へと移行せざるを得ない。しかし法の自己完結性・無欠陥性を公理とする

法実証主義・概念法学に立脚する限りにおいては、法の正当性根拠の問題は、法それ自身の自己完結性・無欠陥性のなかに解消され、最終的にヴェーバーにおける政治社会学的思惟は、具体的現実としての政治学的基礎づけにかかわらざるを得ない。

モダン論的政治社会学の源流であるヴェーバーをこのように理解するのであれば、モダン論を二項対立あるいは、特定の視座にもとづく現実の位階序列化とするポスト・モダン論的見解は、モダン論を正確に理解するものとは言い得ない。この意味においてポスト・モダン論的アプローチは、モダン論的な枠組みにおける状況を説明するもの以外のなにものでもあり得ない。なにより二値理論的な視点から顕現させ得るコンフリクトの存在を隠蔽する側面を持つものといえる。

モダン論者であるN. ルーマンがシステムの存立をマイクロプロセスから説明したことを考えるならば<sup>36)</sup>、普遍主義的としてのマクロプロセスは不確定性を招来する個別性としてのマイクロプロセスに左右されるものであると同時に、個別性事態が普遍的なマクロプロセスの影響を受け得るもの(B. Giesen)と考えることにより<sup>37)</sup>、コンフリクト創出の有無に関わらずグローバリゼーションのメカニズムと、それによって招来される現実を理解することが可能であるといえよう。

#### 注

- 1) 土方透編『ルーマン／来るべき知』勁草書房，1990年， i 参照。
- 2) ROBERTSON, Roland., *Globalization : Social Theory and Global Culture*, Japanese edition, Tokyo, 1992.  
R. ロバートソン，阿部美哉訳『グローバリゼーション』東京大学出版会，1997年，5頁参照。
- 3) 本稿では「二項対立による位階序列」をモダン論と等値している分けではない。この点については後述する。
- 4) SCMITT, Carl., *Der Begriff des Politischen 3.Auflage der Ausgabe von 1963*, Duncker&Humblot, Berlin, 1991, S. 26.

- 5) LYOTARD, J. F., *La condition postmoderne*, Paris, Les editions de Minuit, 1979.
- 6) 川北稔「歴史観としての世界システム論」, 『世界システムを読む』情況出版編集部編, 情況出版, 2000年, 20頁。川北氏はウォーラスティンによる「グローバルヒストリ」の影響としてこの指摘を行っているが, 同様の傾向を社会学においても指摘し得るであろう。
- 7) 2前掲書, 5頁。
- 8) 田中俊郎『EUの政治』岩波書店, 1998年, 35頁参照。
- 9) 2前掲書, 19頁。
- 10) 8前掲書124頁。「共同体は, 質の高い教育の開発に寄与するために, 構成国間の協力を促進し, 教授内容, 教育制度の形態ならびにそれらの文化的および言語の多様性についての構成国の責任に対する十分な配慮の下で構成国の活動を支持および補足する。」
- 11) 8前掲書124頁。「共同体は・・・構成国の措置を支持しかつ補足する職業訓練政策をとる。」
- 12) 8前掲書124頁。「共同体は構成国の国内的および地域的多様性の保持と同時に共通の文化遺産を強調しながら, 構成国の文化の繁栄のために寄与する。」
- 13) ここにおける「グローバル規模」とは, 「ヨーロッパ世界内」と同義である。
- 14) 8前掲書124～133頁参照。
- 15) 2前掲書130頁。
- 16) 2前掲書130頁。
- 17) 2前掲書130頁。
- 18) GIDDENS, A., *Modernity and Self-Identity, Self and Society in the Late Modern Age*. Stanford University Press, 1991, p. 28.
- 19) <http://www.imf.org/external/about.htm>
- 20) 白井早由里「東アジア危機とIMF」, <http://www.sfc.keio.ac.jp/~sshirai/New/imf.html>
- 21) 原洋之介『アジア型経済システム』中公新書, 2000年, 7頁。
- 22) 21前掲書11頁参照。
- 23) <http://www.imf.org/external/np/gov/2001/eng/report.htm>
- 24) 21前掲書159～164頁参照。
- 25) 21前掲書16頁参照。
- 26) Mannheim, K., *Das Konservative Denken*, Archiv fur Sozialwissenschaft und Sozialpolitik, 1927.

森訳『保守主義的思考』ちくま学芸文庫。

- 27) 21前掲書14頁参照。
- 28) 6前掲書27頁参照。
- 29) FRANK, A. G., ReORIENT, The Regent of the University of California, 1998.  
山下範久訳『リオリエント』藤原書店, 2000年, 91頁参照。
- 30) 1前掲書3頁参照。
- 31) 今田高俊『モダンの脱構築』中公新書, 1987年, 16頁参照。
- 32) 上山安敏『神話と科学』岩波書店, 1985年, 67頁。
- 33) 拙稿「政治社会学としての『合法性』社会学の問題点」, 『現代社会学のフロンティア』, 学文者, 1996年, 73~75頁参照。
- 34) BRUNNER, O, Neue Wege der Verfassungs und Socialgescluchte, 1968. 村上淳一等訳『ヨーロッパ——その歴史と精神』岩波書店, 1979年, 97~98頁。
- 35) 34)前掲訳書, 97~98頁。
- 36) Luhmann, N., The Evolutionary Differentiation between Society and Interaction, Alexander, J. C. (ed.), The Micro-Macro Link, University of California Press, 1987.  
石井幸夫等訳『マイクロ-マクロ・リンクの社会理論』, 新泉社, 1998年, 68~94頁参照。
- 37) 36)前掲訳書, 53頁参照。